**平成２７年（再イ）第３３号**
三重県四日市市城山町１番16号
再生債務者　山口　　剛
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年12月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月21日まで
平成27年11月30日　津地方裁判所四日市支部

**平成２７年（再イ）第１９５号**
福岡市早良区賀茂１丁目36番５－２号
再生債務者　元田　博之
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年12月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月21日まで
平成27年11月30日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（再イ）第１６号**
山口県防府市西仁井令２丁目20番13－１号
サントガスパーレＡ棟202
再生債務者　高村　裕二
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年12月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月28日まで
平成27年11月30日　　山口地方裁判所

**平成２７年（再イ）第１１号**
高知市上本宮町207番地８
再生債務者　上岡　文明
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年12月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月28日まで
平成27年11月30日
高知地方裁判所民事部個人再生係

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２７年（再イ）第１４６号**
札幌市南区真駒内本町７丁目８番９号
再生債務者　福地　正和
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年11月30日
札幌地方裁判所民事第４部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２７年（再ロ）第１５号**
福岡市中央区長浜２丁目５番614号
再生債務者　山本　伸一
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月24日まで
4　一般異議申述期間　平成28年１月４日から平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（再ロ）第３号**
兵庫県加古川市別府町新野辺1128番地の13
再生債務者　大形磨利子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月25日まで
4　一般異議申述期間　平成28年１月８日から平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２７年（再ロ）第１０００３号**
栃木県那須烏山市大桶629番地
再生債務者　髙野　直起
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年12月21日まで
平成27年11月30日
宇都宮地方裁判所第１民事部

**平成２７年（再ロ）第２号**
新潟県柏崎市駅前２丁目４番７－202号　経済産業省駅前宿舎
再生債務者　小野　達也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年12月21日まで
平成27年11月30日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

**平成２７年（再ロ）第６号**
沖縄県那覇市字国場776番地　メゾン光３－Ｄ
再生債務者　浜川　義政
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年12月24日まで
平成27年11月26日
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（再ロ）第８号**
堺市南区檜尾4026番地５
再生債務者　宮本企画事務所こと　宮本　　寛
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年12月25日まで
平成27年11月27日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２７年（再ロ）第９号**
堺市南区檜尾4026番地５
再生債務者　宮本真由美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年12月25日まで
平成27年11月27日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２７年（再ロ）第２号**
鹿児島県霧島市牧園町上中津川966番地
再生債務者　石角　修一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月27日
鹿児島地方裁判所加治木支部

# 会社その他の公告

**組織変更公告**
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十七年十二月八日
東京都江東区門前仲町一丁目一三番五一八〇三号　合同会社ＹＴ東京国際貿易
代表社員　齋藤　要造

**組織変更公告**
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十七年十二月八日
東京都港区六本木五丁目一一番一一号　麻布ガーデニア四一〇
合同会社Ｗｉｆｉシェア
代表社員　荻田　剛大

**組織変更公告**
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十七年十二月八日
東京都千代田区神田神保町二丁目一三番地
アイスジャパン合同会社
代表社員　岩井　章一

**資本金の額の減少公告**
当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十八年一月二十九日であり、株主総会の決議は、平成二十七年十一月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十七日
掲載頁　六十三頁（号外第一三五号）
平成二十七年十二月八日
茨城県水戸市城南二丁目一番二〇号
エヌ・ティ・ティ・エイ・ティ・テク
ノ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役　渕上　建也